



佐賀県公報

平成17年
10月1日
(土曜日)
外

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規則

○公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

(一三〇・市町村課) 一
(五〇〇・市町村課) 一
(五〇一・") 二
(五〇二・") 二

告示

- 町の区域の設定
- 字の名称の変更
- 佐賀市における公平事務の受託

公布された規則のあらまし

○公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則(第一三〇号)

- 1 佐賀市の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第百三十号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に

関する規則の一部を改正する規則
(昭和三十四年佐賀県規則第三十六号) の一部を次のように改正する。

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号及び第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号から第十五号までを四号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十二号とし、第十八号から第三十号までを五号ずつ繰り上げ、第三十一号を削り、第三十二号を第二十六号とし、第三十三号から第六十五号までを六号ずつ繰り上げ、本則に次の一号を加える。

六十 佐賀市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(平成十七年佐賀県告示第五百二号) 第三条第二項、第五条及び第六条に定める事務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

●佐賀県告示第五百号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の町の区域を次のとおり新たに画する旨、佐賀市長職務執行者から届出があつた。

平成十七年十月一日

佐賀県知事 古川 康

新たに画する町の名称

同上に編入する区域

富士町

諸富町

大和町

旧佐賀郡富士町の区域

旧佐賀郡諸富町の区域

旧佐賀郡大和町の区域

平成17年10月1日(土)

●佐賀県告示第五百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、佐賀市長職務執行者から届出があつた。

平成十七年十月一日

変更後の字の名称	変更前の字の名称
三瀬村三瀬	大字三瀬
三瀬村藤原	大字藤原
三瀬村杠	大字杠

●佐賀県告示第五百一号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により、佐賀県は、一の市の公平委員会の事務を二の規約の定めるところにより受託する。

平成十七年十月一日

佐賀県知事 古川 康

一 佐賀市
(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)
二 佐賀市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、佐賀市は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務

を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」と

いう。）の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その

他の規程（以下「規則等」という。）の定めるところによるものとする。
(経費)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は佐賀市が負担するものとする。

- 2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と佐賀市長が協議して定める。

(規則等の制定改歴)

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を佐賀市に通知し、佐賀市は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

(連絡会議)

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と佐賀市長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成十七年十月一日から施行する。
- 2 佐賀市長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が佐賀市に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。